諮問庁:防衛大臣

諮問日:平成28年9月9日(平成28年(行情)諮問第573号)

答申日:平成29年9月29日(平成29年度(行情)答申第250号)

事件名:「第11期空輸計画部勤務報告について(報告)(登録外報告)」等

の一部開示決定に関する件

# 答 申 書

## 第1 審査会の結論

別紙に掲げる7文書(以下,併せて「本件対象文書」という。)につき, その一部を不開示とした決定については,異議申立人が開示すべきとする 部分を不開示としたことは,妥当である。

## 第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)3 条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年12月9日付け防官文第19403号により、防衛大臣(以下「処分庁」又は「諮問庁」という。) が行った一部開示決定(以下「原処分」という。)について、決定の取消しと次の部分の開示を求める。

- ① 文書1の3頁の15行目,16行目,20行目及び21行目の全て並びに13頁ないし17頁の一部
- ② 文書2の3頁の下から9行目並びに4頁の7行目及び8行目の全て
- ③ 文書3の116頁の27行目ないし29行目の全て
- ④ そのほか、イラク復興支援派遣輸送航空隊によるイラク国内での輸送 活動が実施されていた当時の活動実施区域の治安状況及び脅威情報につ いて記している箇所全て

#### 2 異議申立ての理由

今回不開示決定の取消しを求めた部分については、いずれも主にイラク 復興支援派遣輸送航空隊によるイラク国内での輸送活動が実施されていた 当時の活動実施区域の治安状況について記している箇所であり、それを公 にしたところで、決定通知書の不開示理由にあるように「我が国と当該他 国との間の信頼関係が損なわれるおそれがある」とは考えにくい。

また、防衛省はこれまでに開示した同種の行政文書において、過去に自衛隊が活動していた国外の地域の治安状況について開示している。たとえば、陸上自衛隊が平成20年に作成した「イラク復興支援活動行動史(第2編)」の61頁ないし64頁には、陸上自衛隊が活動を実施していた当時のイラク・ムサンナ県の治安状況が詳細に記載されているが、これらは

全て開示されている。

今回の文書に記載された治安状況や脅威に関する情報は他国から提供を 受けたものだとしても、過去の治安情報・脅威情報を公開することで当該 他国の利益が直ちに害されるとは考えにくく、「我が国と当該他国との間 の信頼関係が損なわれるおそれがある」という防衛省の主張は当たらない。 よって原処分の取消しを求めるため、本件異議申立てを行った。

#### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 理由説明書

### (1) 経緯

本件開示請求は、「航空幕僚監部で保有するイラク人道復興支援活動の成果と教訓等を記述した文書すべて」の開示を求めるものであり、処分庁は、これに該当する行政文書として本件対象文書を特定し、平成27年12月9日付け防官文第19403号により、法5条1号、3号及び4号の規定に該当する部分を不開示とする一部開示決定(原処分)を行った。本件異議申立ては、原処分に対してされたものである。

## (2) 法5条該当性について

原処分において不開示とした部分の法 5 条該当性については、次のと おりである。

## ア 個人に関する情報

個人に関する情報は、特定の個人を識別することができることから、 法5条1号に該当する。

### イ 情報業務等に関する情報

情報業務,通信システム,行動及び運用,定員・現員,空輸計画部の組織・編成,装備品の運用並びに情報業務に携わる者の氏名等に関する情報は,これを公にすることにより,情報業務に関する能力及び情報源,航空自衛隊の通信要領及び手法,自衛隊の運用要領,自衛隊の態勢,今後の同種の事案における派遣部隊の運用態勢及び運用能力,航空自衛隊における特定装備品の運用能力が推察されるとともに,情報業務に携わる隊員が特定され,情報を得ようとする者から当該隊員に対する不当な働きかけが直接行われるおそれがあるなど,防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし,ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから,法5条3号に該当する。

#### ウ 他国に関する情報

他国に関する情報は、これを公にすることにより、我が国と当該他国との間の信頼関係が損なわれるおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当する。

## エ 警備等に関する情報

警備等に関する情報は、これを公にすることにより、犯罪の予防等

公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 4 号に該当する。

### (3) 異議申立人の主張について

異議申立人は、原処分において法 5 条 3 号に該当する部分を不開示とした本件対象文書について、防衛省は過去の開示決定において同様の情報を開示しており、原処分と当該過去事例に一貫性がなく、また、当該情報を不開示としたことについて、我が国と当該他国との間の信頼関係が損なわれるおそれがあるとは考えにくいと主張する。

しかしながら、異議申立人が例示した「イラク復興支援活動行動史 (第2編)」の61頁ないし64頁における記述は、一般的なイラク・ ムサンナ県の状況に関する情報であり、これを公にしても、我が国と当 該他国との間の信頼関係が損なわれるおそれがないことから開示したも のであるが、原処分において不開示とした部分は、当該時期の特定地域 の具体的な情勢についての詳細な情報であり、これを公にすることによ り、我が国と当該他国との間の信頼関係が損なわれるおそれがあること から不開示としたのであって、記載されている情報に応じて開示・不開 示を判断しているものであり、異議申立人の主張は当たらない。

法5条に該当するとして不開示とした上記2について、開示・不開示の判断にあたっては同条の該当性を慎重に検討した結果、同条1号、3号及び4号の該当性が認められたことから、それらの部分を不開示としたが、その他の部分については開示しており、不開示情報該当性の判断は行われている。

以上のことから、異議申立人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

### 2 補充理由説明書

本件対象文書のうち、文書3の10頁の下から18行目、文書5の13頁の5行目並びに文書6の6頁の1行目及び下から3行目において不開示とした部分は、個人に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人を識別することができることから、法5条1号に該当するため不開示としたが、併せて当該不開示部分は、他国に関する情報であり、これを公にすることにより、我が国と当該他国との間の信頼関係が損なわれるおそれがあることから、同条3号にも該当する。

以上のことから、当該不開示部分は、不開示とすることが妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年9月9日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同月30日 審議

④ 平成29年9月8日 諮問庁から補充理由説明書を収受

⑤ 同月14日 本件対象文書の見分及び審議

⑥ 同月19日 審議

⑦ 同月27日 審議

### 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、「イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法」(平成15年法律第137号)に基づく航空自衛隊の活動に係る報告書等であり、処分庁は、その一部を法5条1号、3号及び4号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、異議申立人は、イラク復興支援派遣輸送航空隊による輸送活動が実施されていた当時の活動実施区域の治安状況及び脅威情報等が記載された不開示部分の開示を求めており、諮問庁は、原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、異議申立人が開示すべきとする部分(以下「本件不開示部分」という。)の不開示情報該当性について検討する。

なお、異議申立人は、上記第2の1のとおり、本件不開示部分の開示を求めているところ、原処分に係る行政文書開示決定通知書においては、どの部分が本件不開示部分に当たるのかが必ずしも判然としない。しかし、本件対象文書を見分すると、不開示とされた部分のうち、上記第3において法5条1号のみに該当するとして不開示とされた部分は、異議申立人が開示を求めている部分とは認められないから、それ以外の部分が本件不開示部分であるとして、その不開示情報該当性を検討することとする。

## 2 不開示情報該当性について

### (1)情報業務等に関する情報

本件不開示部分のうち、派遣部隊に係る情報業務、通信システム、行動及び運用、組織・編成、装備品並びに情報業務に携わる者の氏名等に関する情報が記載されている部分は、これを公にすることにより、派遣部隊に係る情報業務に関する能力及び情報源、通信要領及び手法、運用要領、運用態勢並びに装備品の運用能力が推察されるとともに、情報業務に携わる隊員が特定され、情報を得ようとする者から当該隊員に対する不当な働きかけが直接行われるおそれがあるなど、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

#### (2)他国に関する情報

本件不開示部分のうち、他国に関する情報が記載されている部分は、これを公にすることにより、我が国と当該他国との間の信頼関係が損な

われるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法 5 条 3 号に該当し、不開示とすることが妥当である。

#### (3)警備に関する情報

本件不開示部分のうち、警備に関する情報が記載されている部分は、これを公にすることにより、犯罪の予防等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条4号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(4) なお、異議申立人は、過去に同種の文書において、異議申立人が開示を求める特定の不開示情報と同様の情報が開示されていると主張するが、仮に同種の文書が全部開示されたことがあったとしても、具体的な内容を異にする本件不開示部分について、直ちに法5条各号該当性が否定されるわけではないのであるから、当該主張に理由はない。

また、異議申立人は、治安状況や脅威に関する情報について、他国から提供されたものだとしても、過去の情報であれば、これを公にしても 当該他国の利益が直ちに害されるとは考えにくい旨主張するが、たとえ 過去の情報だとしても、現在における他の国の情勢や情報収集能力等を 推察させ得るものであることなどからすれば、当該主張に理由はない。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法 5 条 1 号、 3 号及び 4 号に該当するとして不開示とした決定については、異議申立人が開示すべきとする部分は、同条 3 号及び 4 号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

## (第4部会)

委員 鈴木健太,委員 常岡孝好,委員 中曽根玲子

# 別紙(本件対象文書)

- 文書1 第11期空輸計画部勤務報告について(報告)(登録外報告)(支援集団計第99号。19.3.12)
- 文書 2 第 1 2 期空輸計画部勤務報告について(報告) (登録外報告) (支援 集団計第 2 6 1 号。 1 9 . 7 . 1 1 )
- 文書3 第13期空輸計画部勤務報告について(報告)(登録外報告)(支援 集団計第436号。19.11.13)
- 文書4 第14期空輸計画部勤務報告について(報告)(登録外報告)(支援 集団計第102号。20.3.6)
- 文書 5 第 1 5 期空輸計画部成果報告について(報告) (登録外報告) (支援 集団計第 2 8 6 号。 2 0 . 7 . 1 5)
- 文書 6 第 1 6 期空輸計画部成果報告について(報告)(登録外報告)(支援集団計第 4 9 1 号。 2 0 . 1 2 . 1 2)
- 文書 7 イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法に基づく対応措置記録 イラク支援活動委員会